

三島市外五ヶ市町箱根山組合議会定例会条例

〔平成 8 年 10 月 21 日〕
条 例 第 3 号

地方自治法第 292 条（昭和 22 年法律第 67 号）の規定により準用する同法第 102 条第 2 項の規定に基づき、三島市外五ヶ市町箱根山組合議会定例会の回数は、毎年 2 回とする。

附 則

（施行期間）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（議会定例会条例の廃止）

- 2 議会定例会条例（昭和 32 年三島市外五ヶ市町箱根山組合条例第 2 号）は、廃止する。